

フロンティア監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和 7 年 10 月 30 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項の規定に基づき、フロンティア監査法人（法人番号 8010705001202、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

当監査法人は、「被監査会社の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を使命とし、「適正規模の発展」、「独立性の確保」及び「人員の育成」を経営理念として掲げている。また、当監査法人は、日本公認会計士協会の令和 4 年度品質管理レビューの改善勧告事項を受け、品質管理が最優先であるという風土を醸成し、統括代表社員及び品質管理担当責任者は自らの職責を果たすべく品質管理態勢を再検討するとともに、専門要員の能力を向上させ、実効性のある査閲、審査、定期的検証等の改善措置に取り組んでいるとしている。

しかしながら、統括代表社員及び品質管理担当責任者を含む各社員は、実効性のある業務管理態勢及び品質管理態勢を構築するために必要な法令及び品質管理に関する基準を遵守する意識が不足しているほか、内部規程を適切に整備して遵守することが不可欠であることを理解していない。そのため、統括代表社員及び品質管理担当責任者を含む各社員は、社員会やモニタリングを通じて、法令、品質管理に関する基準及び内部規程の遵守状況について相互に確認する意識が不足している。

また、統括代表社員及び品質管理担当責任者は、実効性のある品質管理態勢を構築するための適切な品質管理システムの水準を理解していない。そのため、統括代表社員及び品質管理担当責任者は、品質管理レビュー等で識別された一部の指摘事項に対する対応を失念しているほか、その他の指摘事項に対する改善施策を形式的に立案して専門要員に実施させるのみで、当該改善施策の適切性、浸透状況及び実効性を検証しておらず、また、統括代表社員及び品質管理担当責任者は、品質管理システムを適切に運用するために必要な人的資源（能力・時間）を把握していない。

こうしたことから、下記 2 に記載するとおり、品質管理態勢において、利益相反取引の承認に関して重要な不備が認められるほか、品質管理担当責任者の選任、執務実績時間の管理、監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲、監査業務に係る審査、社員・職員の評価及び報酬の決定並びに品質管理レビューでの指摘事項の改善状況といった広範かつ多数の不備が認められる。

また、下記 3 に記載するとおり、今回の審査会の検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に会計基準、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準に対する理解が不足している状況、業務執行社員が監査業務を実施するために必要な時間を確保できない状況及び監査補助者（監査手続を実施した業務執行

社員を含む。)を過度に信頼している状況が認められ、それらに起因する重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められる。

2. 品質管理態勢

(利益相反取引の承認)

統括代表社員及び品質管理担当責任者は、他の社員の過半数による承認を受けることなく、当該統括代表社員及び品質管理担当責任者が代表を務める株式会社又は合同会社等との業務委託に関する契約の締結等を行っている。

(品質管理担当責任者の選任)

当監査法人は、品質管理担当責任者であった社員が令和7年1月に退任したため、令和7年4月に他の社員を品質管理担当責任者として選任している。当監査法人は、品質管理担当責任者の選任に当たり、当該他の社員の前職での監査補助者としての経験及び令和7年1月入所後の業務実施状況等を検討するのみで、品質管理業務を行う上での適格性について十分な検討を行っていない。また、適格性を判断するための検討結果を記録していない。

(執務実績時間の管理)

当監査法人は、一定の業務数を超過した場合の執務実績時間を適切に入力する仕組み及び執務実績時間の異常点を識別する仕組みが未整備であり、専門要員の執務時間の適切な管理が実施されていない。また、執務時間が実績と異なる監査概要書及び四半期レビュー概要書を関東財務局長に提出している。

(監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲)

業務執行社員は、監査補助者が企業環境の理解を踏まえた重要な虚偽表示リスクの識別や評価を適切に行っているか、識別した重要な虚偽表示リスクに対して十分かつ適切な監査証拠を入手しているか等の観点からの適切な指示及び監督を行っていないほか、監査調書の深度ある査閲を実施していない。このため、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された重要な不備を含む複数の不備を指摘できていない。

(監査業務に係る審査)

審査担当社員は、監査チームが実施した不正リスク対応や会計上の見積りの監査等に係る監査手続等に関し、関連する監査調書の査閲を十分に実施することなく、監査チームによる重要な判断及び結論には問題がないものと判断して審査を完了させている。このため、審査の過程で、今回の審査会検査で検証対象とした個別監査業務において検出された重要な不備を含む複数の不備を指摘できていない。

また、「審査規程」及び「社員会規程」において、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、社員会での審査を実施する旨の定めと異なり、不正による重要な虚偽表示の疑義を識別した事項につき、社員会の審査を実施していない。

(社員・職員の評価及び報酬の決定)

当監査法人は、「監査の品質管理規程」において、専門要員の評価及び報酬の決定については、社員会が行う旨の定めと異なり、統括代表社員の社員評価を実施せず、かつ、統括代表社員が自己を含む全社員及び常勤の専門要員の報酬を決定している。

(品質管理レビューでの指摘事項の改善状況)

当監査法人は、品質管理レビューの指摘事項について、指摘事項の発生原因を踏まえた改善勧告事項チェックリストを作成すること、専門要員の研修の理解度を確認すること等

の再発防止に向けた実効性ある改善措置を講じていない。このため、今回の審査会検査においても、当該指摘事項と同様に不正リスク及び会計上の見積りの監査手続に係る複数の不備が検出されている。

このほか、非監査業務の受嘱、訂正監査業務の受嘱及び前回審査会検査での指摘事項の改善状況に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢は、検証した範囲において、利益相反取引の承認に関する重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められており、不適切かつ不十分な点が認められる。

3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、会計基準、監査の基準及び現行の監査の基準が求める手続の水準の理解が不足していたことから、自らが実施した監査手続で十分であると思い込んでいた。

また、各業務執行社員は、自らが担当する監査業務を実施するために必要な時間を確保できなかったことや、監査補助者（監査手続を実施した業務執行社員を含む。）を過度に信頼していたこと等から、監査補助者に対する適切な指示・監督及び監査調書の深度ある査閲を実施しなかった。

これらのことから、子会社株式の評価に係る監査手続が不適切といった重要な不備が認められる。

上記のほか、持分法適用会社に係る会計方針の理解、収益認識に関する不正リスク対応手続、監査等委員会とのコミュニケーション及び不正リスクの識別と評価が不十分、また、後発事象、注記、関連当事者取引、子会社株式の取得、重要性の基準値、棚卸資産の実在性及び継続企業の前提に係る検討が不十分、さらに、グループ監査に係る検討が不適切又は不十分、くわえて、虚偽表示に対する内部統制の不備の評価、監査概要書の作成、棚卸資産の評価に係る監査手続、新規受嘱契約時の独立性の確認及び四半期レビュー調書の査閲が不適切といった、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含む広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切又は不十分なものとなっている。

お問合せ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査課 (代表) 03-3506-6000 (内線 2486)
